

議案第 2 号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 31 年 1 月 24 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

西志和小学校と志和堀小学校の統合及び河内小学校と河内西小学校の統合に伴い、関係する小学校及び中学校の通学区域の変更を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第1号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表西志和小学校の項中「志和流通団地」を「志和流通」に改め、「（志和堀小学校の学区の区域を除く。）」を削り、「及び」を「、志和東（長松の一部の区域に限る。）及び」に改め、「（八条原の区域に限る。）」を削り、同表志和堀小学校の項を削り、同表東志和小学校の項中「志和流通団地」を「志和流通」に、「志和堀小学校」を「西志和小学校」に改め、同表河内小学校の項中「及び上河内」を「、上河内、河戸、宇山、戸野及び小田」に改め、同表河内西小学校の項を削る。

別表中学校の表志和中学校の項中「、志和堀小学校」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）別表小学校の表西志和小学校の項に掲げる西志和小学校又は同表河内小学校の項に掲げる河内小学校に就学する者の保護者に対する新規則の規定による通学すべき学校の指定及び指定の変更並びにこれらに関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第19号）新旧対照表【抜粋】

新		旧	
別表（第2条関係） 小学校		別表（第2条関係） 小学校	
名称	学区	名称	学区
(略)		(略)	
西志和小学校	<u>志和流通</u> （東志和小学校の学区の区域を除く。）並びに志和町志和西、別府、奥屋、冠、七条栴坂（東志和小学校の学区の区域を除く。）、志和東（長松の一部の区域に限る。）及び志和堀の区域	西志和小学校	<u>志和流通団地</u> （東志和小学校の学区の区域を除く。）並びに志和町志和西（志和堀小学校の学区の区域を除く。）、別府、奥屋、冠、七条栴坂（東志和小学校の学区の区域を除く。）及び志和堀（八条原の区域に限る。）の区域
		志和堀小学校	志和町志和西（植木松原の一部の区域に限る。）、志和東（長松の一部の区域に限る。）及び志和堀（西志和小学校の学区の区域を除く。）の区域
東志和小学校	<u>志和流通</u> の一部並びに志和町七条栴坂（栴坂の一部の区域に限る。）、志和東（西志和小学校の学区の区域を除く。）及び内の区域	東志和小学校	志和流通団地の一部並びに志和町七条栴坂（栴坂の一部の区域に限る。）、志和東（志和堀小学校の学区の区域を除く。）及び内の区域
(略)		(略)	
河内小学校	河内町下河内、中河内、 <u>上河内</u> 、河戸、宇山、戸野及び小田の区域	河内小学校	河内町下河内、中河内及び上河内の区域
		河内西小学校	河内町戸野、宇山、河戸及び小田の区域
(略)		(略)	